

社会福祉法人すいよう会
看護小規模多機能型居宅介護事業所
かんたき satoiro

運営規程集

(新居浜市指定 第 3890500626 号)

運営規程（条例第 101 条（条例第 192 条にて準用））

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第 1 条 事業の目的

社会福祉法人すいよう会が設置する、かんたき satoiro（以下「事業所」という。）において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定看護小規模多機能型居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

第 2 条 運営の方針

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、利用者の症状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活の世話及び機能訓練並びに療養上の世話または必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。
- 6 前 5 項のほか、「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 3 条 事業の運営

事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 事業所の所在地と名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称…かんだき satoiro
- (2) 所在地…愛媛県新居浜市郷3丁目16番39号

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤、介護職員兼務)
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅介護の実施に際し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名 (常勤職員、介護職員と兼務)
介護支援専門員は、利用の申し込みに係る調整、利用者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、サービスの調整等を行う。
- (3) 看護職員 3名以上 (常勤職員3人以上)
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行うとともに、主治医の指示による指定訪問看護計画に基づき、指定訪問看護にあたる。
- (4) 介護職員 3名以上 (常勤職員3人以上)
介護職員は、看護小規模多機能型居宅介護の業務にあたる。

第6条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
 - ①通いサービス 6時00分から21時00分までとする。
 - ②訪問サービス 8時30分から17時30分までとする。
 - ③宿泊サービス 21時00分から6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 24時間365日とする。

第7条 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

事業所の登録定員は25名とする。

- (1) 通いサービスの利用定員は1日15名とする。
- (2) 泊まりサービスの利用定員は1日9名とする。
- (3) 前号の泊まりサービスの利用定員のうち、登録者以外の短期利用(指定短期利用居宅介護)に供する人数は、泊まりサービスの利用定員から、当該泊まりサービスの提供を受ける登録者の数を差し引いた数とする。

第8条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容

看護小規模多機能型居宅介護の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 通いサービス

- ① 介護サービス（移動、排泄介助、見守り等）
- ② 入浴サービス
- ③ 給食サービス
- ④ レクリエーション
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎

(2) 訪問サービス

・介護サービス

利用者の自宅に伺い、食事、排泄等の身体介護および、洗濯・掃除等の生活援助を行う。

・看護サービス

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(3) 泊まりサービス 事業所内にある宿泊室に宿泊していただき、食事、排泄等の日常生活上の援助を行う。

(4) 生活に関する相談・助言 利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言、申請代行等を行う。

第9条 利用料その他の費用の額

- 1 看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

- 2 指定短期利用居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。
- 3 食事の提供に要する費用については、実費を徴収する。料金については物価等での変動あり、重要事項説明書に記載する。
- 4 おむつ代については、実費を徴収する。
- 5 宿泊費は光熱費込みで実費を徴収する。料金は重要事項説明書に記載する。
- 6 その他、看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 看護小規模多機能型居宅介護及び指定短期利用居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合にはあらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護及び指定短期利用居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した看護小規模多機能型居宅介護（又は指定短期利用居宅介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第10条 通常の事業の実施地域

通常事業の実施地域は愛媛県新居浜市区域とする。（別子山・大島対象外）

第11条 サービス利用に当たっての留意事項

- 1 利用者は看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 利用者は、事業所内の設備や機器は本来の用法に従って利用するよう留意する。
これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償することとする。
- 3 利用者は宿泊サービスを受ける際には、事業所内の他の利用者に対する迷惑行為を行わないよう留意する。

第12条 衛生管理等

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 4 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催する。
- 5 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 6 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を年2回以上定期的に実施する。

第13条 緊急時等における対応方法

- 1 サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医および家族等に連絡する措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- 2 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第14条 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。必要に応じ市町村への報告を行う。
- 2 事故の状況および事故に際してとった処置について記録を行うとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。
- 3 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第15条 非常災害対策

- 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 地域の防災訓練等に参加し日常より地域住民との連携を図ることができるよう取り組む。

第16条 身体拘束防止に関する事項

- 1 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はいけません。
- 2 緊急やむを得ない場合は、利用者および家族等に説明をし同意を求めた上で、最小限にとどめる。

- 3 緊急やむを得ず身体拘束を実施した際の、利用者の心身の状況ならびに理由等を記録に残し、対応が適切であったか検証する。
- 4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催する。
- 5 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 6 身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

第17条 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
- 6 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

第18条 業務継続計画の策定等

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。
- 2 従業者に対し、業務継続計画に基づいた研修を年1回以上実施する。
- 3 業務継続計画に基づき、実地での訓練（シミュレーション）を年1回以上実施する。

第19条 合鍵の管理方法および紛失の対処

- 1 夜間および緊急時の対応をスムーズに行う目的で、利用者およびその家族の同意を得られた場合のみ、合鍵を預かることとする。
- 2 合鍵の管理方法は、事務所内の施錠できる金庫に保管し、持ち出し簿に日時と従業員名を記載し持ち出すこととし、使用後は速やかにもとの場所に返却することとする。
- 3 万が一鍵を紛失した場合は、利用者およびその家族に謝罪するとともに、鍵の取替え等必要な措置を講じるものとする。

第20条 地域との連携

- 1 サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により

構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第21条 苦情解決

- 1 看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第22条 その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に定める。
- 4 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人すいよう会と事業所

の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。